

長 建 協 発 第 5 2 9 号
平成 2 6 年 2 月 1 4 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証の実施について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国の平成 2 5 年度補正予算が 1 2 月 6 日に成立しましたが、国土交通省では、昨年 1 2 月 5 日付けで閣議決定された「好循環実現のための経済対策」の趣旨を踏まえ、予算の早期執行に万全を期することとしております。

しかしながら、いわゆるゼロ国債・ゼロ県債等、平成 2 5 年度中に発注者と工事請負契約を締結するものの、平成 2 5 年度内において発注者から前払金の支出がない場合において、受注した建設企業が、当該工事の早期着工に要する資金の調達に支障を来す恐れがあります。

こうした状況に鑑み、国土交通省より、前払金の範囲内で保証事業会社が金融保証を行うことにより、建設企業の年度末の資金調達の円滑化を推進するとともに、この金融保証による借入金に係る経営事項審査の事務取扱を定めた旨、別添とおり連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

追って、具体的な手続き等につきましては、保証事業会社へお問い合わせ願いますことを申し添えます。